

指定給水装置工事事業者各種変更手続き

事業所の名称変更、住所変更等があった場合には必ず届出をして下さい。

変更事項 ※()は提出期限	提 出 書 類	添 付 書 類	
		法 人	個 人
事業所の名称に変更があつたとき (30日以内)	<ul style="list-style-type: none"> ・指定給水装置工事事業者変更届出書 (様式第10) ・指定給水装置工事事業者証再交付申請書 (第2号様式) 	<ul style="list-style-type: none"> ・定款又は寄付行為の写し (コピー) ・登記事項証明書(登記簿謄本)の原本 ・指定事業者証 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し(原本) 又は外国人登録証明書の写し(原本) ・指定事業者証
事業所の所在地(住所)に変更があつたとき (当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の所在地の変更を含む) (30日以内)	<ul style="list-style-type: none"> ・指定給水装置工事事業者変更届出書 (様式第10) ※ 必ず電話番号、FAX番号をご記入下さい。 ・指定給水装置工事事業者証再交付申請書 (第2号様式) 	<ul style="list-style-type: none"> ・定款又は寄付行為の写し (コピー) ・登記事項証明書(登記簿謄本)の原本 ・指定事業者証 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し(原本) 又は外国人登録証明書の写し(原本) ・指定事業者証
代表者及び氏名が変更したとき (30日以内)	<ul style="list-style-type: none"> ・指定給水装置工事事業者変更届出書 (様式第10) ・指定給水装置工事事業者証再交付申請書 (第2号様式) 	<ul style="list-style-type: none"> ・定款又は寄付行為の写し (コピー) ・登記事項証明書(登記簿謄本)の原本 ・指定事業者証 	※個人の事業所の代表者変更は現在の代表者で「廃止」を行い、新たに「新規申込」の手続きを行ってください。
役員が変更した場合(解任を含む)※法人のみ (30日以内)	<ul style="list-style-type: none"> ・指定給水装置工事事業者変更届出書 (様式第10) ・誓約書(様式第2)(解任の場合を除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書(登記簿謄本)の原本 	
主任技術者を選任・解任したとき (14日以内)	<ul style="list-style-type: none"> ・給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 (様式第3) 	<ul style="list-style-type: none"> (選任) ・主任技術者の免状のコピー(厚生労働省発行の免状原本のコピー) ・雇用関係を証明する書類(健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書、雇用保険事業所別被保険者台帳の写し、在職証明書のうち、いずれか一つ) 	
事業を廃止又は休止したとき※ (30日以内)	<ul style="list-style-type: none"> ・指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書(様式第11) 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定事業者証 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定事業者証
事業を再開したとき (10日以内)	<ul style="list-style-type: none"> ・指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書(様式第11) 		
代表社印の変更 電話番号の変更 FAX番号の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・指定給水装置工事事業者変更届出書 (様式第10) 		

◎ 提出期限内に提出がない場合には、違反行為とみなし処分の対象となりますので、ご注意下さい。

(違反行為につきましては、「長崎市指定給水装置工事事業者の指導及び処分の基準等に関する要綱」を参照下さい。)

※事業を廃止または休止したときは、主任技術者の解任の手続きも同時にに行ってください。